

「マルチステークホルダー方針」

当行は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、お客さま、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。

そのうえで、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取り組みを進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当行は、『三方よし』で地域を幸せにする」とのパーパス（存在意義）を制定し、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組む、付加価値の最大化に注力します。そのうえで、『人』こそが価値創造のドライバー」であるとの考えのもと、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

（個別項目）

具体的には、賃金の引上げについて、物価動向や経済情勢、当行の経営状況等を踏まえながら労使間の真摯な対話に取り組むとともに、多様な個性や働き方を尊重し、一人ひとりが個々の能力を最大限に発揮できる環境づくりに取り組みます。

また、教育訓練等については、成長支援と人材育成の両面から従業員の成長やキャリア形成を後押しするよう取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当行は、パートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/120469-11-00-shiga.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当行には、近江商人から受け継いだ「三方よし」の精神が深く根付いており、経営理念に「地域社会との共存共栄 役職員との共存共栄 地球環境との共存共栄」を掲げています。お客さまの課題解決や地域の成長に資する投資、適切なコミュニケーション等を通じて多様なステークホルダーとの「共存共栄」の実現に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取り組みを進めてまいります。

以 上

2025年11月13日

(2026年1月20日：パートナーシップ構築宣言のURL変更)

株式会社 滋賀銀行

取締役頭取 久保田 真也